

現 行	政務活動費条例(例)
<p style="text-align: center;">三重県政務調査費の交付に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(平成13年3月27日三重県条例第49号)</p> <p>〔沿革〕平成14年6月25日三重県条例第44号改正、平成19年3月20日三重県条例第33号改正、平成20年3月31日三重県条例第29号改正、平成20年8月15日三重県条例第39号改正、平成21年3月25日三重県条例第40号改正、平成23年6月30日三重県条例第33号改正、平成24年6月29日三重県条例第51号改正</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、三重県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(政務調査費の交付)</p> <p>第2条 政務調査費は、三重県議会の会派(所属議員が一人の会派を含む。)及び議員の職にある者に対し交付する。</p> <p>(政務調査費の額)</p> <p>第3条 会派に係る政務調査費の額は、一月当たり、15万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 議員に係る政務調査費の額は、一月当たり、18万円とする。</p> <p>(政務調査費の交付対象等)</p> <p>第4条 会派に係る政務調査費は、月の初日に結成されている会派を交付の対象とし、前</p>	<p style="text-align: center;">〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例(例)</p> <p style="text-align: center;">(平成24年11月2日役員会決定)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、(都道府)県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(以下「会派」という。)及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(政務活動費を充てることができる経費の範囲)</p> <p>第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等(都道府)県政の課題及び(都道府)県民の意思を把握し、(都道府)県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。</p> <p>2 政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。</p> <p>(政務活動費の交付対象)</p> <p>第3条 政務活動費は、会派(所属議員が一人の場合を含む。)及び議員の職にある者に対し交付する。</p> <p>(会派に係る政務活動費)</p> <p>第4条 会派に係る政務活動費は、月額 円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。</p> <p>2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。</p> <p>3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなか</p>

条第1項の所属議員数は、月の初日における各会派の所属議員数とする。

- 2 月の途中において、会派の所属議員数の異動、会派の結成、合併、分離若しくは解散又は議会の解散があった場合においても、当該月の会派に係る政務調査費の額は変更しない。
- 3 会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。
- 4 議員に係る政務調査費は、月の初日に在職する議員を交付の対象とする。
- 5 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合においても、当該月の議員に係る政務調査費の額は変更しない。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は、議長が別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、議長が別に定める様式により会派異動届を議長に提出しなければならない。

- 2 会派が解散したときは、代表者は議長が別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第6条 議長は、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について、議長が別に定める様式により毎年度4月5日までに知事に通知しなければならない。

- 2 議長は、前項の規定による通知の後、当該年度終了までの間において、前条の規定による届出がなされ、前項の規定による通知の内容に異動が生じたときは、議長が別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務調査費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務調査費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が県の休日に当たるときはその日に続く県の休日でない日)までに、議長が別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとする。ただし、当該四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分の政務調査費を請求するものとする。

ったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

- 4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務活動費)

第5条 議員に係る政務活動費は、月額 円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

- 2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第6条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定める様式により会派異動届を提出しなければならない。

- 2 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第7条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、毎年度4月〇日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

- 2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

四半期交付の場合

(政務活動費の請求及び交付)

第9条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の〇日(その日が県の休日に当たるときはその翌日)までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき又は補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、第5条第1項の会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務調査費を当該会派又は当該当選議員に対し、交付する。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した政務調査費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務調査費から調整する。
- 5 一四半期の途中において、会派が解散したときは、当該会派の代表者は、当該解散した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。
- 6 議員は、一四半期の途中に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

（政務調査費の使途）

第9条 会派及び議員は、政務調査費を別表に定める使途の項目ごとに議長が別に定める使途基準に従い支出しなければならない。

（収支報告書）

第10条 会派の代表者及び議員は、議長が別に定める様式により、次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、毎年度終了後30日以内に議長に提出しなければならない。

- （1）政務調査費に係る収入の総額
 - （2）政務調査費に係る支出の総額並びに別表に定める使途の項目ごとの支出の額及び主たる支出の内訳
 - （3）政務調査費に係る収入の総額から政務調査費に係る支出の総額を控除した額
- 2 会派の代表者は、会派が解散した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書を、解散の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
 - 3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告

- 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、あらたに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を当該会派又は当該当選議員に対し、交付する。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分から調整する。
- 5 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。
- 6 議員は、一四半期の途中に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

毎月交付の場合

（政務活動費の請求及び交付）

第9条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎月〇日（その日が県の休日に当たるときはその翌日）までに、別に定める様式により、当該月分の政務活動費を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

（収支報告書）

第10条 会派の代表者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により年度終了日の翌日から起算して〇日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記様式により消滅した日の翌日から起算して〇日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記様式により議員でなくなった日の翌日から起算して〇日以内に議長に提出しなければならない。
- 4 前3項の収支報告書を提出するときは、（各議会の定めるところにより）政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類又はその写しを併せて提出

書を、議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、次に掲げる証拠書類等を添付しなければならない。

- (1) 政務調査費に係る領収書その他の証拠書類の写し
- (2) 議長が別に定める書類

(議長の調査)

第11条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(政務調査費の返還)

第12条 会派の代表者及び議員は、第10条第1項第3号に掲げる額が生じた場合においては、当該額を収支報告書の提出後速やかに返還しなければならない。

2 知事は、前項の規定による返還がなされないときは返還を命じることができる。

(収支報告書等の保存及び写しの閲覧)

第13条 議長は、第10条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類等を、その提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類等の写しを作成し、これを閲覧に供するものとする。

3 前項の規定による写しの作成は、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)第7条各号に規定する非開示情報を除いて行うものとする。

4 第2項の規定による閲覧は、議長が別に定める方法により行うものとする。

しなければならない。

(政務活動費の返還)

第11条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命じることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第12条 第10条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して○年を経過する日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

- 一 (都道府)県内に住所を有する者
- 二 (都道府)県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

【参考】情報公開条例において「何人」にも公開請求を認めている場合において、本条例においても規定の整合性を図る場合の例

(収支報告書の保存及び閲覧)

第12条 第10条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して○年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第13条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- (政務調査費の額の特例)
- 2 平成21年4月1日から平成23年4月29日までの間に交付する会派に係る政務調査費の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、1月当たり、11万7千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。
- 3 平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間に交付する会派に係る政務調査費の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、1月当たり、8万4千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。
- 4 平成24年7月1日から平成25年3月31日までの間に交付する会派に係る政務調査費の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、1月当たり、8万4千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県政務調査費の交付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定については、この条例の施行後2年を目途として、新条例の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付する政務調査費については、なお従前の例による。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

【改正の場合】

(附 則)

この条例は平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 この条例による改正前の〇〇(都道府)県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第5条の規定による会派の届出は、この条例施行の日においてこの条例による改正後の〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。

【新規制定の場合】

(附 則)

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 〇〇(都道府)県政務調査費の交付に関する条例(平成 年条例第 号)は、廃止する。
- 3 前項の規定による廃止前の〇〇(都道府)県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第5条の規定による会派の届出は、この条例施行の日においてこの条例による改正後の〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。

附則の参考例 《政務活動費の交付に関する条例(例)の適用の例外規定》

【改正の場合】

(附 則)

この条例は平成13年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の (都道府)県政務活動費の交付に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の (都道府)県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

別表（第9条・第10条関係）

種 別	使 途 の 項 目
会派に係る政務調査費	調査研究費 研修費 会議費 資料作成費 資料購入費 広報費 事務費 人件費
議員に係る政務調査費	調査研究費 研修費 会議費 資料作成費 資料購入費 広報費 事務所費 事務費 人件費

3 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第5条の規定による会派の届出は、この条例施行の日において新条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。

【新規制定の場合】

（附 則）

- 1 この条例は平成 年 月 日から施行する。
- 2 ○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例（平成 年条例第 号）は、廃止する。
- 3 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際、現に提出されている旧条例第5条の規定による会派の届出は、この条例施行の日においてこの条例による改正後の○○(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。

別表第1 会派に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経費	内 容
調査研究費	会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う(都道府)県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	会派が行う(都道府)県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2 議員に交付する政務活動に要する経費（第2条関係）

経費	内 容
調査研究費	議員が行う(都道府)県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	議員が行う(都道府)県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別 記

(第 10 条第 1 項、第 2 項関係)

年 月 日

〇〇(都道府)県議会議長

殿

会派名

代表者名

印

〇〇年度政務活動費に係る収支報告について

〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第 10 条第 1 項(第 2 項)に基づき、別紙のとおり〇〇年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入
政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位: 円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余
_____ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(第10条第1項、第3項関係)

年 月 日

〇〇(都道府)県議会議長

殿

氏 名

〇〇年度政務活動費に係る収支報告について

〇〇(都道府)県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)に基づき、別紙のとおり〇〇年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

氏 名

1 収 入
政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位: 円)

経 費	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余
_____ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。